

広川八女地域の幹線道路に関する検討会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「広川八女地域の幹線道路に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、広川八女地域における、地域課題の整理や整備の必要性、検討対象区間等について、関係機関が相互に連携を図り、議論することを目的とする。

(組織)

第3条 検討会は、別表に定める所属、役職の者によって構成する。

(会長)

第4条 検討会に、会長を置く。

- 2 会長は、検討会を代表して会務を総括する。
- 3 会長は構成員の互選により選出する。
- 4 会長に事故があった場合は、あらかじめ会長が指名した者が職務を代行する。

(運営)

第5条 検討会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて検討会に関係者の出席を要請できるものとする。
- 3 検討会の運営、進行は、会長がこれにあたる。
- 4 検討会の事務局は、九州地方整備局 福岡国道事務所 計画課に置く。

(要綱の改正)

第6条 本要綱の改正は、検討会の決議によらなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めのない検討会の運営について、必要な事項は会長が定める。

附則 この要綱は、平成30年11月21日から施行する。

別表

広川八女地域の幹線道路に関する検討会

(順不同)

所属	役職	備考
国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所	所長	会長
福岡県 県土整備部 道路建設課	課長	
福岡県 八女県土整備事務所	所長	
八女市	副市長	
広川町	副町長	